船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）	第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十二
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
水先法	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
海上運送法	第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
水先法	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）
海上運送法	第十九条の四第五項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
港湾法	第五十六条の二の十第二項
（略）	（略）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第五十一条において準用する土地区画整理法第二十八条第六項

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）	第十七条の八第一項及び第十七条の十二（これらの規定を第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の八第一項及び第十七条の十二
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
水先法	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
水先法	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
港湾法	第五十六条の二の十第二項
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第五十一条において準用する土地区画整理法第二十八条第六項